

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	3
第 1 号 (9月9日)	
開会、散会の日時 .....	5
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	5
事務局出席者 .....	5
議事日程 .....	6
開会及び開議の宣告 .....	8
会議録署名議員の指名 .....	8
会期の決定 .....	8
諸般の報告 .....	8
行政報告 .....	8
諮問第1号の上程、説明 .....	9
議案第32号の上程、説明 .....	9
議案第33号の上程、説明 .....	10
議案第34号の上程、説明 .....	11
議案第35号の上程、説明 .....	11
議案第36号の上程、説明 .....	12
議案第37号の上程、説明 .....	13
議案第38号の上程、説明 .....	13
議案第39号の上程、説明 .....	14
議案第40号の上程、説明 .....	16
議案第41号の上程、説明 .....	17
議案第42号の上程、説明 .....	18
議案第43号の上程、説明 .....	19
認定第1号の上程、説明 .....	20
認定第2号の上程、説明 .....	23
認定第3号の上程、説明 .....	24
認定第4号の上程、説明 .....	25
認定第5号の上程、説明 .....	26
認定第6号の上程、説明 .....	27
報告第6号の上程、報告 .....	28
報告第7号の上程、報告 .....	28

報告第8号の上程、報告	29
報告第9号の上程、報告	29
散会の宣告	30

第 2 号 (9月10日)

開議、散会の日時	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	31
事務局出席者	31
議事日程	32
開議の宣告	33
一般質問	33
前 田 孝 議員	33
平 良 嗣 男 議員	35
平 良 英 勝 議員	37
大 城 佐 一 議員	39
散会の宣告	46

第 3 号 (9月11日)

開議、散会の日時	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	47
事務局出席者	47
議事日程	48
開議の宣告	49
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	49
議案第32号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	49
議案第33号の質疑、委員会付託	50
議案第34号の質疑、委員会付託	51
議案第35号の質疑、委員会付託	53
議案第36号の質疑、委員会付託	55
議案第37号の質疑、委員会付託	55
議案第38号の質疑、委員会付託	55
議案第39号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58

議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	61
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
諸般の報告	64
休会について	64
散会の宣告	64

#### 第 4 号 (9月18日)

開議、閉会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	68
議案第33号～議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	68
議案第39号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	72
議案第32号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	76
陳情第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	81
陳情第12号及び陳情第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	83
意見案第5号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	84
農業委員会委員の推薦について	86
閉会の宣告	86
署名議員	87

平成26年第6回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 平成26年9月9日  
会期10日間  
閉会 平成26年9月18日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月9日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告4件
9月10日	水	本会議	午前10時	一般質問
9月11日	木	本会議	午前10時	諮問第1号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第32号質疑・決算審査特別委員会付託 議案第33号～第38号質疑・総務常任委員会付託 議案第39号～第43号質疑・予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑・決算審査特別委員会付託
		委員会	午後2時	議案第39号～第43号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月12日	金	委員会	午前10時	陳情第12号及び第13号経済建設常任委員会 (検討～採決)
			午前11時	陳情第11号及び第14号総務常任委員会 (検討～採決) 議案第33号～第38号総務常任委員会 (説明～採決)
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	休 会		
9月15日	月	休 会		敬老の日 (公休)
9月16日	火	委員会	午前10時	議案第32号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討) 現地視察
9月17日	水	委員会	午前10時	議案第32号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～検討)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月18日	木	本会議	午前10時	議案第33号～第38号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号～第43号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第32号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第12号及び第13号経済建設常任委員会委員長報告（陳情）、質疑、討論、表決 陳情第11号及び第14号総務常任委員会委員長報告（陳情）、質疑、討論、表決 意見案等の処理（閉会）

会期日数 10日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
11	平成26年7月10日	「給与制度の総合的見直し」に係る要請書	国家公務員労働組合沖 縄県協議会 議長 山田 貞光	総務常任委員会
12	平成26年8月8日	根路銘・上原線工事に関する請願書（生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願）	根路銘区長 吉本隆之 上原区長 宮里成信	経済建設常任委員会
13	平成26年8月8日	根路銘・上原線工事に関する請願書（農業用水に関する請願）	根路銘区長 吉本隆之	経済建設常任委員会
14	平成26年8月13日	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	軽度外傷性脳損傷仲間 の会 代表 藤本 久美子	総務常任委員会
15	平成26年9月2日	地球社会建設決議に関する陳情書	荒木 實	議員配布



# 平成26年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成26年9月9日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (平成26年9月9日 午前10時00分)

散 会 (平成26年9月9日 午前11時46分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具 志 堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	会 計 課 長	島 袋 経 子
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	教 育 長	友 寄 景 善
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 城 豊	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊
企画観光課長	山 城 均	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
産業振興課長	大 城 武	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
建設環境課長	大 嶺 実		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太



6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	諮問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
6	議案 第 3 2 号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
7	議案 第 3 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案 第 3 4 号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案 第 3 5 号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例	提案説明
10	議案 第 3 6 号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	提案説明
11	議案 第 3 7 号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	提案説明
12	議案 第 3 8 号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	提案説明
13	議案 第 3 9 号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明
14	議案 第 4 0 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
15	議案 第 4 1 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
16	議案 第 4 2 号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
17	議案 第 4 3 号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
18	認定 第 1 号	平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認定 第 2 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第 3 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	提案説明
21	認定 第 4 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	提案説明
22	認定 第 5 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	提案説明
23	認定 第 6 号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
24	報告 第 6 号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告に ついて	報告
25	報告 第 7 号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
26	報告 第 8 号	平成25年度決算に基づく資金不足比率について	報告
27	報告 第 9 号	繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について	報告

---

### ◎開会の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成26年第6回大宜味村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 東 武久議員及び5番 宮城 辰徳議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から9月18日までの10日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。  
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。  
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。  
村長から申し出がありました。これを許します。村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。  
本日は、平成26年第6回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

行政報告の前に、大変申しわけないことが起きました。決算認定書等で差しかえ等がございまして、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。そういう不手際がないように、今後しっかり、慎重を期して取り組んでまいりたいと思いますので、今回は大変申しわけございませんでした。おわびを申し上げ、御理解をいただきたいと思います。

行政報告を申し上げます。

行政報告につきましては、平成26年6月から8月までの行政報告及び平成26年4月1日から8月30日までの入札結果等につきまして、お手元にお配りしてございますので、お目通しいただければ幸いに存じますのでよろしく願いいたします。

これで行政報告といたします。大変御苦労さんでございます。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者に次の者を推選したいので、意見を求める。

住所 沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味179番地

氏名 山城文子

昭和28年11月26日生

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第32号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。  
なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） それでは議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について補足説明いたします。

収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金215万8,955円のうちから、特定目的の積立金として20万円を減債積立金として、同じく20万円を建設改良積立金として。また164万3,018円を他会計納付金として一般会計への還付金として利益剰余金を処分するものであります。利益の処分については、公営企業法の規定により、条例に定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないため提案するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に基づき、平成24年教委規則第1号において、体育指導委員の名称を改正したことに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） それでは議案第33号について補足説明をいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例であります。

別表第1表（第2条関係）中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に基づき、平成24年教委規則第1号の改正に伴っての

本条例の改正であります。本来ですと、その改正時に改正しなければならない事案でありましたが、今議会への上程となっております。

改正内容については、職名の変更となっております。

なお、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するとしております。

説明資料として、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い、大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 議案第34号について補足説明をいたします。

地方税法の一部改正、平成25年法律第3号に伴い、本条例の改正であります。本来ですと、昨年度で改正しなければならない事案でしたが、今議会への上程となっております。

改正内容は、附則で延滞金の率を下げる改定となっております。

なお、施行期日を公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用するとしております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付いたしておりますので御参照ください。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大宜味村公園等の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） それでは議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例について補足説明いたします。

大宜味村公園等について、名称及び位置並びに使用料、その他利用条件等、管理の適正化を図るため必要な事項を定めるものであります。

第2条で、名称及び位置を定め、結の浜公園ほか石山展望台、大宜味ハキンゾー展望台を対象とするため、各条項で公園等という表現をしております。

第8条で、使用料を定めていますが、第5条による許可を受け、公園の一部を占用するものが対象となっております。

なお、料金の設定は、他自治体を参考に設定しております。

附則では、公布の日から施行すると定めております。

参考資料として、大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例施行規則を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほど、よろしく願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

(宮城 豊住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長(宮城 豊) 議案第36号について補足説明をいたします。

子ども・子育て支援制度が平成27年4月から実施される予定となっております。それに伴い、今年10月までに条例を制定する必要があります。

本条例に関しましては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第2項及び第46条第2項に基づき、条例を制定いたしております。

なお、説明資料に概要書等を添付いたしておりますので、御参照ください。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。
- 

#### ◎議案第37号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第11 議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

(宮城 豊住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長(宮城 豊) 議案第37号について補足説明をいたします。

子ども・子育て支援制度が平成27年4月から実施される予定となっております。それに伴い、今年10月までに条例を制定する必要があります。

本条例に関しましては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項に基づいて条例を制定いたしております。

なお、説明資料に概要書等を添付いたしておりますので、御参照ください。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。
- 

#### ◎議案第38号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第12 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関



する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

(宮城 豊住民福祉課長 登壇)

○ 住民福祉課長(宮城 豊) 議案第38号について補足説明いたします。

子ども・子育て支援制度が平成27年4月から実施される予定となっております。それに伴い、今年10月までに条例を制定する必要があるとございます。

本条例に関しましては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項に基づき、条例を制定いたしております。

なお、説明資料に概要書等を添付いたしておりますので、御参照ください。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第39号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第13 議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)

平成26年度大宜味村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,722万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,787万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

○ 財務課長(知念和史) それでは議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の補足を説明いたします。

今回の予算の補正は、4億5,722万6,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

6款地方消費税交付金の補正ですが、地方消費税率の引き上げに伴う増額分については、社会保障安定財源確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方消費税法の一部を改正する法律において、社会保障施策等に要する経費に充てることとされていることから、社会保障財源交付金を新設し組み替えたものであります。

8款地方特例交付金5万7,000円の増額ですが、減収補てん特例交付金の決定に伴う増であります。

9款地方交付税の1億7,015万9,000円の増額ですが、こちらのほうは決定に伴う増額でございます。

12款使用料及び手数料5万5,000円の増額ですが、活性化センター使用料の滞納繰越分の増であります。

13款国庫支出金1億1,610万1,000円の増額ですが、学校建設費、障害給付費に係る国庫負担金2,996万8,000円、災害等に係る国庫補助金8,613万3,000円の増であります。

14款県支出金8,211万1,000円の増額ですが、県負担金253万8,000円、県補助金7,973万8,000円の増と、県委託金16万5,000円の減であります。

17款繰入金は164万3,000円の増額ですが、工業用水道事業会計からの繰り入れであります。

18款繰越金は1億6,723万8,000円を増額しております。

19款諸収入230万1,000円の増額ですが、主なものとして、介護保険事業の前年度精算金に伴う増であります。

予算書の2ページをお開きください。

20款村債1,943万9,000円の減額ですが、主なものとして、過疎対策事業債3,830万円、臨時財政対策債593万9,000円の減額と災害復旧事業債2,480万円の増額となっております。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出の主な概要を御説明いたします。予算書の3ページをお開きください。

1款議会費10万9,000円の増額ですが、主なものとして需用費によるものです。

2款総務費1,333万1,000円の増額ですが、主なものとして、一般管理費で社会保障番号制度に伴うシステム改修費、財産管理費で字界変更業務委託料、企画費で北部広域事務負担金の増によるものです。

3款民生費1,879万1,000円の減額ですが、主なものとして、社会福祉費で更生医療給付費、支援費で障害サービス費、児童福祉費で例規整備業務委託料の増額と国保の繰出金の3,000万円の減額によるものです。

4款衛生費197万4,000円の増額ですが、主なものとして、嘱託員報酬と火葬場の修繕によるものです。  
6款農林水産業費5,705万4,000円の増額ですが、主に農業振興費の栽培施設整備補助金によるものです。

7款商工費662万3,000円の増額ですが、主なものとして、観光拠点施設整備設計委託料と工事費によるものです。

8款土木費476万3,000円の増額ですが、主なものとして、道路新設改良費で329万5,000円、住宅管理費で100万2,000円の増によるものです。

予算書の4ページをお開きください。

10款教育費254万4,000円の増額ですが、主なものとして、例規整備委託料と学校建設設計委託によるものです。

11款災害復旧費1億4,175万6,000円の増額ですが、農林水産施設災害復旧費で4,239万円、土木施設災害復旧費で9,936万6,000円によるものです。

13款諸支出金9,190万5,000円の増額ですが、財産調整基金と財政形成基金の積立金によるものです。

14款予備費1億5,595万8,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、5ページには債務負担行為の補正を記載しております。限度額14億6,440万円から14億6,702万2,000円になっております。262万2,000円の増であります。

6ページには地方債の補正を記載しております。限度額10億7,510万円から10億5,566万1,000円になっております。1,943万6,000円の減であります。表内の起債分につきましては、今回、増減があった分のみ記載し、合計欄には当初からの合計を記載しております。

なお、詳細につきましては、委員会で御説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

申しわけございません。今、歳入のほうで申し上げました、9款の地方交付税のほうなんです、1億7,000と申し上げたんですが、1億715万9,000円と訂正させていただきます。失礼いたしました。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,175万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,691万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要について御説明いたします。

今回の予算の補正は、5,175万1,000円の増額補正でございます。

歳入の主な概要につきまして御説明いたします。予算書の1ページ、議案書の1ページをお開きください。

11款繰入金3,000万円の減額をしております。その他一般会計からの繰入金の減額で同額を一般会計からの繰り出し分も減額をいたしております。

12款繰越金は8,175万1,000円を増額いたしております。

続きまして、歳出の概要について御説明いたします。2ページをお開きください。

1款総務費151万、ちょっと失礼します。

大変失礼いたしました。1款から御説明いたします。1款総務費151万2,000円の増額ですけれども、これは国保システム改修委託料でございます。

3款、4款及び6款は交付決定による減額でございます。

9款基金積立金ですが、2,199万9,000円で、基金の残高は3,000万円となります。

11款諸支出金146万8,000円の増額ですが、前年度の療養給付金の償還分でございます。

12款予備費2,925万3,000円の増額でございます。

なお、詳細については、委員会で御説明をいたしたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,589万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明します。

今回の補正は、総額で149万4,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の5ページをお開きください。

4款繰越金の確定により、149万4,000円の増額です。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明します。予算書の6ページをお開きください。

4款予備費149万4,000円の増額ですが、歳入の繰越金の充当によるものです。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,801万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明します。

今回の補正は、総額で144万6,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の5ページをお開きください。

4款繰越金の確定により、144万6,000円の増額です。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明します。予算書の6ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費40万円の増額ですが、浄化センターの塩害等に伴う、急な故障の対応として修繕費と4款予備費104万6,000円の充当によるものです。

詳細については、予算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第17 議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）平成26年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,504万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要について御説明いたします。

今回の予算の補正は、6万7,000円の増額補正でございます。

歳入の主な概要について御説明いたします。1ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1万5,000円の増額をいたしております。

5款繰越金は5万2,000円を増額いたしております。

続きまして、歳出の概要について御説明いたします。2ページをお開きください。

4款予備費6万7,000円の増額でございます。

なお、詳細については、委員会で説明をいたしたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第18 認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、補足して説明させていただきます。

認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

なお、内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単にご説明いたします。

平成26年7月8日に大宜味村会計管理者から村長あてに平成25年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成26年8月22日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に平成25年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容の概略をご説明したいと思います。

なお、この認定書の構成を簡単にご説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の6ページから22ページに掲載してあります。

それから、歳出の内容は23ページから64ページに掲載してございます。

その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を65ページに掲載してあります。

財産に関する調書を66ページから92ページに掲載しております。

そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果を添付しております。

決算書の65ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

この中で、歳入総額52億4,707万6,934円、歳出総額49億8,936万4,783円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、1,047万4千円がありまして、実質収支額は2億4,723万8,151円となっております。

歳入の概要を主な款でご説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、調定額7億1,302万6,894円に対しまして、収入済額6億8,660万2,376円となり、収

納率で対前年度13%増の96.3%となっております。

なお、収入全体に対する割合は13.1%を占めております。

不納欠損額については557万8,379円となっております。

2款地方譲与税2,484万3千円、3款利子割交付金34万2千円、4款配当割交付金24万、5款株式等譲渡所得割交付金39万2千円、6款地方消費税交付金2,255万7千円、7款自動車取得税交付金525万5千円、8款地方特例交付金42万2千円は、それぞれ調定額と同額の収入となっております。

9款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっており、調定額が11億4,553万4千円に對しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は21.8%を占めております。

10款交通安全対策特別交付金95万3千円ですが、調定額と同額の収入となっております。

決算書の2ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,557万820円に對しまして、収入済額1,506万9,440円となり、収納率96.8%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額6,053万6,517円に對しまして、収入済額5,136万3,968円となり、収納率で対前年度3.3%増の84.8%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額10億6,759万2,172円に對しまして、収入済額9億8,903万6,172円となり、収入全体に占める割合は18.8%となっております。なお、7,855万6,000円は翌年度へ繰り越ししております。

14款県支出金ですが、調定額7億311万8,022円に對しまして、収入済額6億2,211万2,022円となり、収入全体に占める割合は11.9%となっております。なお、8,100万6千円は翌年度へ繰り越ししております。

15款財産収入ですが、調定額8,208万71円に對しまして、収入済額3,486万904円となり、収納率42.5%となっております。

16款寄附金97万円ですが、調定額と同額の収入となっております。

17款繰入金ですが、調定額5億7,785万円に對しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は11%となっております。

18款繰越金ですが、調定額6億1,760万7,903円に對しまして、収入済額も調定額と同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額1億4,787万4,739円に對しまして、収入済額5,507万7,149円となり、収納率で対前年度13.9%減の37.2%となっております。

決算書の3ページをお開きください。

20款村債ですが、調定額3億9,598万9千円に對しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額55億8,275万4,138円に對しまして、収入済額52億4,707万6,934円となり、収納率で対前年度1.7%減の94%となっております。

決算書の4ページをお開きください。

歳出の概要をご説明いたします。

1款議会費ですが、予算現額6,270万9千円に對しまして、支出済額6,242万6,208円となっており、執行率は99.5%となっております。



2款総務費ですが、予算現額5億775万4千円に対しまして、支出済額4億9,424万7,153円となっており、執行率は97.3%となっております。

3款民生費ですが、予算現額6億2,549万5千円に対しまして、支出済額6億1,634万4,258円となっており、子ども・子育て支援新体制に係る電子システム構築事業の繰越し事業がありまして、執行率が98.5%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額3億1,344万7千円に対しまして、支出済額3億714万2,477円となっており、執行率が98%となっております。

5款労務費ですが、予算現額166万5千円に対しまして、支出済額32万1,670円となっており、執行率が19.3%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額2億7,609万5千円に対しまして、支出済額1億5,375万6,844円となっており、漁村再生交付金事業外1件の繰越し事業がありまして、執行率が55.7%となっております。

7款商工費ですが、予算現額15億5,803万9千円に対しまして、支出済額13億3,051万5,832円となっており、執行率が85.4%となっております。

8款土木費ですが、予算現額3億6,866万8千円に対しまして、支出済額2億5,841万1,585円となっており、地方道路整備交付金外1件の繰越し事業がありまして、執行率が70.1%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

9款消防費ですが、予算現額1億7,191万6千円に対しまして、支出済額1億5,540万7,746円となっており、東村分遣所機能高度化事業の繰越しがありまして、執行率が90.4%となっております。

10款教育費ですが、予算現額3億952万2千円に対しまして、支出済額2億9,542万2,222円となっており、学校建設事業の繰越しがありまして、執行率が95.4%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額1億4,254万9千円に対しまして、支出済額1億3,086万2,409円となっており、執行率が91.8%となっております。

12款公債費ですが、予算現額2億6,376万7千円に対しまして、支出済額2億6,294万4,379円となっており、執行率が99.7%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額9億2,156万7千円に対しまして、支出済額9億2,156万2千円となっており、執行率が100%となっております。

歳出予算現額の総額56億5,164万円に対しまして、支出済額の総額49億8,936万4,783円となり、全体の執行率は88.3%となっております。

なお、2億1,443万6千円は翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、委員会で担当課長より説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前11時01分)

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第19 認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明いたします。

決算書19ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7億530万2,348円、歳出総額6億1,555万1,107円、歳入歳出差引額8,975万1,241円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書1ページにお戻りください。

歳入の主な概要をご説明いたします。

1 款国民健康保険税ですが、調定額8,565万2,638円に対しまして、収入済額6,303万6,751円となり、収納率73.6%で、収入全体に占める割合は8.9%となっております。

なお、358万1,800円を不納欠損としております。

4 款国庫支出金ですが、調定額2億2,563万5,127円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は32%となっております。

5 款療養給付費交付金ですが、調定額3,557万2,887円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は5%となっております。

6 款前期高齢者交付金ですが、調定額4,613万3,492円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.5%となっております。

7 款県支出金ですが、調定額4,404万3,959円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.5%となっております。

9 款共同事業交付金ですが、調定額1億1,766万2,593円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は16.7%となっております。

11 款繰入金ですが、調定額1億771万4,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は15.3%となっております。

決算書、3ページをお開きください。

歳出の概要をご説明いたします。

1 款総務費ですが、予算現額592万3,000円に対しまして、支出済額516万6,976円となり、執行率は87.2%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額4億1,157万9,000円に対しまして、支出済額3億9,059万9,551円となり、執行率は94.9%でございます。

3 款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,731万1,000円に対しまして、支出済額6,730万7,092円となっております。

6 款介護納付金ですが、予算現額3,805万5,000円に対しまして、支出済額3,805万4,812円となっております。

7 款共同事業拠出金ですが、予算現額1億794万9,000円に対しまして、支出済額9,375万21円となっております。

決算書、4ページをお開きください。

歳出予算現額の総額6億6,578万9,000円に対しまして、支出済額の総額6億1,555万1,107円となり、全体の執行率は92.5%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会でご説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第20 認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明いたします。

決算書7ページ、説明資料72ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億5,155万1,307円、歳出総額1億4,457万2,750円、歳入歳出差引額697万8,557円となり、繰越明許費繰越額297万2,000円で繰り越しの内容は、兼久橋橋梁架替工事が繰越に伴い、水道管の添架する工事の遅れが生じたためによるものであります。

実質収支額は400万6,557円となっております。

それでは、決算書1ページにお戻りください。

歳入の概要をご説明いたします。

1款使用料及び手数料ですが、調定額6,263万671円に対しまして、収入済額6,156万6,114円となり、収納率は98%となっております。

なお、収入全体に占める割合は40.6%となっております。

3款繰入金ですが、調定額8,042万5,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は53.1%となっております。

4款繰越金ですが、調定額954万3,271円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.3%となっております。

5款諸収入ですが、調定額1万6,922円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は0.1%未満となっております。

決算書2ページをお開きください。

歳出の概要をご説明いたします。

1款簡易水道総務費ですが、予算現額7,621万7,000円に対しまして、支出済額7,180万3,549円となり、主に光熱水費の不用額がありまして執行率は94.2%となっております。

翌年度繰越額297万2,000円につきましては、歳入で説明したとおりでございます。

3款公債費ですが、予算現額7,288万7,000円に対しまして、支出済額7,276万9,201円となり、執行率は99.8%となっております。

歳出予算現額の総額1億5,009万4,000円に対しまして、支出済額の総額1億4,457万2,750円となり、全体の執行率は96.3%となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第21 認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

(大嶺 実建設環境課長 登壇)

○ **建設環境課長(大嶺 実)** それでは認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明いたします。

決算書7ページ、説明資料74ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1,560万111円、歳出総額1,279万1,340円、歳入歳出差引額280万8,771円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書1ページにお戻りください。

歳入の概要をご説明いたします。

1款使用料及び手数料ですが、調定額206万4,619円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は13.2%となっております。

3款繰入金ですが、調定額1,188万1,000円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は76.2%となっております。

4款繰越金ですが、調定額165万3,928円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は10.6%となっております。

5款諸収入ですが、調定額564円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は0.1%未満となっております。

決算書2ページをお開きください。

歳出の概要をご説明いたします。

1款公共下水道事業総務費ですが、予算現額687万9,000円に対しまして、支出済額665万5,798円となり、執行率は96.8%となっております。

3款公債費ですが、予算現額613万6,000円に対しまして、支出済額613万5,542円となり、執行率は99.99%となっております。

歳出予算現額の総額1,516万1,000円に対しまして、支出済額の総額1,279万1,340円となり、執行率は84.4%となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **議長(金城 勇)** これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○ **議長(金城 勇)** 日程第22 認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** 認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） 認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,438万533円、歳出総額3,412万7,951円、歳入歳出差引額25万2,582円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書1ページにお戻りください。

歳入の概要をご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,600万69円に対しまして、収入済額1,598万4,069円となり、収入全体に占める割合は46.8%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,810万6,292円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。

歳出の概要をご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,587万6,000円に対しまして、支出済額3,398万8,303円となり、執行率は94.7%となっております。

歳出予算現額の総額3,633万5,000円に対しまして、支出済額の総額3,412万7,951円となり、全体の執行率は93.9%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会でご説明いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第23 認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月9日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） それでは認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認

定について、内容をご説明いたします。

決算書1ページをお開きください。

収益的収入ですが、予算総額438万2千円に対し、決算額が440万5,807円で、第1項の営業収益で予算額に比べ決算額15万6,800円の減額、第2項の営業外収益で18万2,607円の増額となり、合計2万3,807円の増となり収入率100.5%となっております。

収益的支出は、予算額438万2千円に対し決算額224万6,852円で、不用額は213万5,148円となり、執行率51.3%となっております。

主な理由としましては、本会計設置初年度であり予算計上過多があり、特に動力費及び保守管理委託料に不用額が生じております。

2ページの資本的収入及び支出につきましては、予算額5千円に対し全科目が費目存置となっており、決算額0円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会でご説明申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第24 報告第6号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第6号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成25年度沖縄県町村土地開発公社決算を別紙のとおり報告する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、平成25年度の事業報告及び決算報告書を別冊にて添付してございますので、お目通しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

---

#### ◎報告第7号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第25 報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率について

平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、下記の表及び次のページ以降に、平成25年度健全化判断比率審査意見書を添えてございますので、お目通しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

---

#### ◎報告第8号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第26 報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率について

平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、下記の表及び次のページ以降に、平成25年度資金不足比率審査意見書を添えてございますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

---

#### ◎報告第9号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第27 報告第9号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第9号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年第4回定例会において報告した報告第2号繰越明許費繰越計算書に誤りがあり、別紙のとおり訂正したので報告する。

平成26年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、別紙を添えてございますので、ひとつお目通しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは報告第9号の補足説明を行います。

平成26年第4回定例会において報告しました報告第2号繰越明許費繰越計算書に誤りがありましたので、再度報告するものであります。

参考資料をご覧頂きたいと思います。



説明資料80ページをお開きください。

上段が今回報告する訂正後、下段が平成26年第4回定例会において報告しました訂正前のものでありまして、下線部分が訂正箇所、翌年度繰越額、一般財源、それに伴いそれぞれの合計欄が2,096千円から2,972千円に訂正しております。

誤りの原因は、簡易水道施設整備事業において、平成26年第2回定例会で繰越明許費として表した金額が、平成26年第4回定例会前に事業費が決定しており、間違えてその金額を繰越明許費として表してしまったためでございます。

このことは、平成26年第4回定例会も終えて決算審査資料作成中に気づいたものであります。

今後は、このような訂正報告がないようにチェック体制の強化を行い、金額等を十分に精査した上で報告を行います。大変申しわけございませんでした。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時46分)

# 平成26年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成26年9月10日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年9月10日 午前10時00分)

散 会 (平成26年9月10日 午前11時30分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	会 計 課 長	島 袋 経 子
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	教 育 長	友 寄 景 善
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	宮 城 豊	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 幸 俊
企画観光課長	山 城 均	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久美子
産業振興課長	大 城 武	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
建設環境課長	大 嶺 実		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、発言を許します。
- 

◇ 前田 孝 議員

- 議長（金城 勇） 横断溝の改修について、前田 孝議員。  
6番 前田 孝議員。  
○ 6番（前田 孝） 質問に入る前に、島袋村長には3期12年、最後の定例会になろうかと思うんですが、最後まで一般質問のおつき合いよろしくお願ひしたいと思います。

それでは横断溝の改修について質問をいたします。

村道大川線終点、謝名城農道起点、及び謝名城林道を起点とする3路線が交叉している横断溝が狭隘なため、大雨のたびに溢れだし、村道の路面が排水溝となっているような状況であり、早期に対策を講じなければ路肩等が浸食されることを危惧しておるんですが、本横断溝の改修についてどのように対処していくのか、まずお伺いしておきます。

- 議長（金城 勇） 村長。  
(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） それでは、ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えいたします。

当地域の状況をしっかり熟知していただきましてありがとうございます。議員の御指摘のとおり、大雨のたびに溢れ、村道が排水路になっている状況を認識しております。前田議員の危惧されております状況について、最近では、平成24年の台風と今年7月の大雨により二度の被害を受けています。道路が水路となり、路肩が浸食されないよう現地を十分調査し、工法等を検討して早急に改修して、安心して通行できるような取り組みをしていきたいと思っております。

- 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 確かにその村道のものは平成24年8月27日の台風15号、9月16日の16号で法面が崩壊して村道の路肩も崩落しているんですね。そして今年の7月8日の台風8号で、また改修した村道の路肩がまた同じ結果になっているということなんです。そもそもその原因は、村長が先ほどお認めになっていますように、排水の問題がこの路肩の崩壊につながっていると思うんですね。そして狭いものですから、そのそばには農地があるんですよ、ミカン園が。ミカン園までやってしまうとこれは災害ではなくて人災と言われても仕方がないんじゃないかと。そこで、そこに大川本流の支線が通っていますから、谷間に。そこまで横断溝を持っていかなければ抜本的解決にはならないと、そう感じているんです。その際、工事する場合に、今、謝名城林道の起点のところは勾配が強いんですね。すると重機を載せたセルフの場合に後部のほうが路面に接触して路面が削られているんです。その排水溝をもう

ちょっと上げていくと、農道への急勾配、入り口の急勾配が解消されると思っているんですが、もし、御検討なされるのであれば、そういうところも含めて設計などに反映させていただけるようにお考えをさせていただきたいと思うんですが、それはいかがですか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田議員の再質問でございますが、現場確かに全部行ってまして、大体の状況は把握したということでございますが、それで簡単にここだけというわけにはいかんなど。それを抜本的に解決するためにはずっと調査を入れながら、工法をしっかりと工夫しないとまた同じ災害が起きてしまうかもしれないという懸念がございましたので、実際に調査を入れて、工法を検討したいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ひとつそういうふうに調査の段階で、もうきれいに設計もやっていただきたいと思いますと思うんですが、この災害復旧をした法面のコンクリートでやられているのが、今度の台風で、あれも崩落しそうなんです。今後の災害復旧、予算の中にそれが補正の中に入っているかどうか知らないですが、その辺も合わせてやらないと、またあれは2次災害起こる可能性がありますよ。そこでこれは今年度補正予算で上がってできるかどうかは知りませんが、皆さん来月あたりから新年度予算の取り組みに入ると、今そういう時期だろうと思って9月で質問しているわけなんです。補正でできなければ、ぜひ新年度予算に反映させるようにお考えいただけないかということで、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 先ほどの前田 孝議員の質問にお答えします。

この現場そのものが、すぐ補正予算で対応できるのかどうかをちょっと検討したんですが、予算の上でもかなりかかりそうな感じがしているものと、それと林道の流域と水量の計算、それと同じように農道から流れてくる水の量の計算、流域の計算とかをやらないといけないような状況がありますので、この調査にかなり時間がかかるかと思えます。それで12月あわてて補正予算を上げて、本来なら災害が起こる前に対応すべきことだとは思っているんですが、どうしても調査設計あたりで時間がかかってくるような感じがあるものですから、来年度の予算に計上できるような形で調査を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 発言の許可ありがとうございます。

今、課長の答弁では調査設計は本年度でやって、施工は新年度に反映させるということで理解してよろしいですか。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 調査設計というのも予算がかかることで、今のところ予算計上とかされていないものですから、まず、建設環境課、産業振興課あたりの職員である程度、状況を調査して、それを新年度の予算に反映させていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に海染より一心福祉施設までの新規道路の設置について、平良嗣男議員。  
9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

海染より一心福祉施設までの新規道路の設置についてお伺いをいたしたいと思います。

村民の生活道路として行政のお力で海染江洲原線の改良工事等も終え、村民は大変喜んでおられるところではありますが、台風や大雨等がある中でも村も大変御苦労して災害時に対応していただいておりますが、津波や台風等々で避難を余儀なくされることも予想される中、新たな道路として、海染より一心福祉施設へ通る道を開設することが出来ないのかお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えをいたします。

村道えすの里線は、平成6年3月24日に村道認定し、平成12年3月31日に供用開始された村道であります。起点は海染江洲原線に接続され、終点は現在のえすの里の施設前までの延長1,060メートル、車道幅員5.5メートルで行きどまりとなっております。議員が御指摘されております津波や台風等の影響で既存の海染江洲原線が不通になった場合、避難を余儀なくされることも予想されるので、利便性を高めるために一心福祉施設から海染まで新たに新規道路を開設することができないかという内容の質問でございますが、現在のところ、この開設の予定は入っておりません。えすの里線と結ぶ新たな路線を補助事業で採択する場合には費用対効果と緊急性が大きく求められます。ここの地域は山間部で急傾斜地、高低差も大きくかなりの事業費が予想され、新設の場合には厳しい条件等をクリアしないといけませんので、採択には大変厳しいという認識がありますが、海染江洲原線の全面改良工事が完了して間もないことや、本路線と近くに新たに路線計画が村全体の道路網との合理性と道路整備の優先度を踏まえながら検討をしていきたいと思っております。また、海染江洲原線が災害等で交通規制等があった場合には、迂回道路として平成25年2月に県より譲り受けた農道シマノウエ線や村道津波江洲線が大きな役割を果たすことも御理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 村長からそういう答弁が出るだろうということは予想をしておりました。私が議員になった当時でしたが、海染江洲原線の現在の江洲原線について一般質問をやってきましたが、そのころ、照屋林三氏が村長のころでございましたが、そのころにも今の一心から宮里セイジュン氏の土地、現在のクニハルさんの住宅の前、そこら辺の道路につなぐというある程度の予定がございました。しかしながら、そこに住宅ができたためにそういう話が頓挫したわけでございますが、なぜ私が今それを話すかと言いますと、今、村長からありました津波のほうの県より譲り受けた道路、そこらから何かあった場合には道路が使えるというようなことでございますけれども、私は災害時に特に津波区民やその地域の皆さん方が早急に避難ができるような道路網がなくてはならないんじゃないかというふうに思うわけですね。そのためにはなぜ一心までの道路が必要かという、避難時には一心福祉施設には集合や避難場所としての一番いい場所として適当な施設であります。そういうことで距離的にも700から800メートルしかありません。そういうところをうまく、費用対効果の話もございましたが、私は逆にそのほうは今後よくなるものだと思っております。最近、村道海染江洲原線の改良工事を行ってきたわけ

ですけれども、これは将来的に私は行政として、この道路の新設が必要ではないかと思って一般質問をしているわけであるわけであります。そこら辺を今後検討できないものかと。これは勾配等の件もございましたけれども、そこら辺は調査する中において、これは可能なところであると私は思っております。前には、先ほど申しあげました一心療護園の施設の前から宮里セイジュン氏の住宅前を通すというようなことであつたんですが、これよりもまた逆に、今の裏手のほうの河川のほう、そこら辺に通していくような方法もないのかどうか。または今後、小中学校の合併、そういう中において、中学校が移転するというような話もございます。そういう中でそこら辺におろすようなこともできないのかどうか。そういう検討を今後、行政として考える必要はないのかどうか。そこら辺も私は今後の見通しとして考える必要がないかということでお伺いしているわけでございます。そこら辺をどうなのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 平良嗣男議員の質問にお答えします。

一心福祉会から海染までの道が災害とか避難道路に必要なじゃないかということですが、私も再度現地を確認しました。議員もその地形とかもよく御存じだと思わすけれども、海染江洲原線から、海染江洲原線も左のほうに山手があつて、右手のほうにはすごい谷間があるんですね。そこに今のファミリーマートの近くとか津波の集落のところに道を新たにつくる場合にかんがりの事業費がかかると私は予測しております。例えば大きな橋梁とかです、そういったもろもろが大分かかるかなと思っております。そしてまた費用対効果です、B/Cといいますが、それが1以上ないと補助事業の採択はかなり厳しいということもありますけれども、今、村のほうでは新たな道路というのは今現在予定してありませんけれども、村として道路整備で重点に置いているものは、やはり老朽化対策が緊急な課題であります。道路、橋も架けかえも順次整備しているところで、今回、道路側溝で48路線、77キロメートルぐらいの総延長がございますけれども、去年から点検して、ことしで最終点検しますけれども、その点検を終えて修繕計画を立てて、今後新たに道路の修繕計画をする予定でありますけれども、今2年前に国道58号の根路銘の集落に大規模な被害があつたんですけれども、そのときに一番の主要道路、国道58号が一時孤立したこともあるんですけれども、そのときに饒波石山線のほうが大分、国頭方面から名護方面へ向かうときに、そこに迂回路として役割を果たしたんですけれども、旧58号から仲井間林業の自宅のほうまでは2車線道路ではありませんので、そこを2車線にするよという事で、役場のほうでは一番課題はここじゃないかという事で認識ありますけれども、海染江洲原線は改良工事が平成25年で間もないという事で、並行にですね、一心からの道をつなげることにちょっとまた慎重に検討しないといけないのかなと、私は村全体のことを考えると正直そう思っております。確かに今の土木の技術は発達しておりますので、どういう地形であろうが道をつくることは可能なんです。果たして本当に、それなりの莫大な予算を投じて本当に必要なのかということも、予算上も、財政面も考慮しながら検討していけないかということもありますし、またその地域は教育委員会から確認は受けたんですけれども、平成17年10月1日に村の猪垣が文化財に指定されております。友善から大宜味の間、約3キロメートルですけれども、その一心福祉会周辺の山間部にも結構猪垣が点在しまして、そしてまたイノシシの落とし穴というのがあります、直径2メートル、深さ2メートルぐらいのものが結構点在するわけです。文化財に匹敵するような貴重なものが多数ありますので、そのあたりも考慮しながら考えていけないかなと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今、費用の件が出ましたけれども、大変費用がかかるものだと思いますよ。皆さん方が前に予算計上して行おうとしていた、屋古から友善までの、そういうような予算計上をしようとしたものを考えますと、向こうなどというのはどれだけの費用対効果があるかということです、あれだけの金かけて。それよりもまだ福祉施設があって、江洲、そして東、その辺を通る皆さん方がいざという場合に安心して通れるような場所、そして避難が早目にできるような場所というのは必要じゃないかと私は思っているわけです。田港から友善までのホテルの間なんて、あんな大きな金を使うよりはまだましじゃないかと私は思って、そういうことを申し上げているわけです。今後、皆さん方がこれを今すぐやるということじゃないですよ。今後そこら辺を調査しながら、今、日本全土いろいろな災害が出て、予期せぬ災害が本当に発生しているわけですね、毎日のラジオ、新聞、テレビ等で報道されて、多くの犠牲者が出ている。そういう中でいかに村民が安心、安全な生活をし、生活道路として使っていけるような道路があるかということが必要じゃないかと思うわけです。これは村の行政の予算も莫大な金がかかるので大変だとは思いますが、今後の見通しとして計画する必要がないのかということなんですね。そこら辺どう思うんですか、再度お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 平良嗣男議員の質問にお答えします。

海染から一心福祉施設の間の道路を再度検討できないかということなんですけれども、もちろん、これは100%できないということではないんですけれども、一応、こういう路線も重要ということ念頭に置いて、今後どういった道路網と合理性があるのかということも再度細かいことを確認して検討してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

---

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に村内5小中学校の廃校後の跡地利用について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 一般質問をする前に、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

過去3期12年間、議員の皆さんと執行部の皆さんとともに議会活動をさせてもらいまして、4期目挑戦したんですが、達成することができなくて、今日で最後の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、村内5小中学校の廃校後の跡地利用についてお伺いいたします。

平成28年度に5小中学校が廃校になりますが、跡地利用検討委員会が発足しましたが、委員会は何回行われましたか。その後の進捗状況はどうなっているか。村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 平良英勝議員のただいまの御質問にお答えをいたします。

新設校の開校予定となります平成28年4月以降には、村内4小学校と中学校の校舎やグラウンドなどの跡地、跡施設が発生いたします。また、既に跡地、跡施設として発生した公共財産があります。これ



らは村の貴重な財産であり、地域住民の共有財産であることから、安定した財政運営を図り、将来を見通した村づくりや地域づくりにつながる施設の利活用について検討していく必要があります。そのため村民からの意見、要望にも配慮した跡利用計画の策定に向けまして、大宜味村公共施設等跡利用検討方針を策定する必要があり、大宜味村公共施設等跡利用活用方策調査検討委員会設置要綱を6月に施行しましたが、取り組みがおくれまして、現時点で1回の開催となっております。

その後の進捗状況につきましては、第1回目の会議におきまして、利活用にかかる諸条件を踏まえ、村としての基本的な考え方をまとめながら、村民の提案や要望も加味し、利活用方策を取りまとめることを確認しました。また利活用の基本的な考え方を各委員に提案しているところであります。

今後、広く村民からの意見、要望や住民ニーズの把握のため、アンケートの実施と村民の意見を直接把握する機会として意見交換会を予定しているところであります。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、村長の答弁にありましたが、検討委員会は1回ということでありまして、私、2回もこの跡地利用の件で一般質問させていただきましたが、私の質問に、この廃校、新設する学校と同様に、同時に、一緒に並行で進めていかないと、この廃校になって1カ年したらもう草が生えますよね。こういった跡地の整備も大変だし、またこの学校跡地は不良のたまり場にはならないかと非常に懸念しているんです。こういった状況から学校新設と同時に並行に進めていかないと、2年、3年置いておけばもう手のつけられない状況になるんです。この検討委員会でこの5校跡地利用をぜひ早目に進めてやっていかないと大変なことになると私は思っているんですが、村長どう思いますか。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに御指摘のとおり、廃校になった場合にはその利活用というのを早急に行わないといけないと、先ほど指摘がありましたこの施設の荒廃ですね、そういうものとか、あと施設がありますと、やはり何らかの利用に、悪い方向への利用というのも起こり得ることも考えられます。そういうことで私たちは今、大変御指摘を受けましたが、1回の開催ということでおくれておりますが、その大宜味村公共施設等検討委員会のほうで今後、この平成28年4月に発生はいたしますが、即…、御存じだと思うんですが、財政等々いろんな問題もございまして、すぐに整備ということの実施というのがどうかという懸念もございまして。そういうことでその跡利用計画の策定につきましては、現時点では平成27年度に予定しております。現在行っておりますのが、大宜味村公共施設等跡利用検討方針、方針の策定ということで、現在会議を持っております。その中でその施設の利用、要するに今後の機能等も含めた他の施設への転換についての利用の方策も考えながら、教育委員会と調整しながら、整備が行われるまでの間の利活用の方針等も並行して策定していきたいと思っております。ですから、それが廃校したから、即、施設の活用はないということではなくて、なるべくその状態でも活用できるような方向の検討も並行して進めてまいりたいと思っておりますので、その辺また議員の皆さんの意見等もお伺いしながら進めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、課長からいろいろとありましたが、ここの跡地利用いろいろと、塩屋小学校でしたらボート関係の合宿所とかもいろいろ考えられると思われまして。特に喜如嘉小学校ですね、きのうの新聞にもありますが、コカ・コーラの環境教育賞という大きな賞をもらっているんですね。その

賞というのも27年間子供たちが毎日早朝に野鳥を観察した。この流れが、27年間の実績を認められてコカ・コーラ環境賞、また以前にも文科省の大きな賞ももらっております。喜如嘉小学校のそういった環境が非常に大事だと私は思います。環境を生かした何かの施設を、老人ホームでもいいです。スポーツ関係の合宿所でもいいです。合宿所となれば、国頭村の陸上競技場も使えるし、野球場も使えます。国頭のほうは宿泊所が少ないんです。その面から国頭村ともタイアップして合宿所をつくったりして、こういったいろんな考えが持たれるんですよ。ぜひこの跡地を有効に使えるように、執行部の皆さんに強くお願いしたいと思います。私も議員生活は終わるんですが、また外野からいろいろとやっていくつもりでありますので、もしいろいろ話し合う機会がありましたら一緒になってやっていきたいということであります。どうか執行部の皆さん、ぜひ早目に対策をとって活用できるような体制を持っていてもらいたいと思います。村長、最後の答弁よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御指摘、御質問でございますが、大変重要な御指摘だったと、有効に活用していくために、今、方針があつて、村民のニーズを、村民の声を集約しながらしっかりつくっていきますということでございますので、先ほどありましたが、私もそうしますということとは言えないですけども、執行部、担当課を中心に有効活用できるような取り組みをしていけると思っております。

○ 議長（金城 勇） これで平良英勝議員の質問を終わります。

---

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に再度人材育成基金の活用と管理について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 質問に入る前に、3期12年間、恩師でもある、村長でもある、本当に12年間御苦労さまでありました。本当は穏便にそのまま勇退させたかったのですが、いろいろ問題がありますので、最後の質問で解決をして勇退してほしいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと私語ですけども、先ほどの話、学校問題も財政がないということでは言っているんですが、学校を今新しくつくること自体が財政悪化を招くということ、全然頭に入っていないみたいですので、今回もこの学校問題をやるつもりだったんですが、時間がなくて入れていないんですが、これからも学校統合問題についてはやっていきたいと思ひますので、私語でしたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、一般質問に入りたいと思ひます。再度人材育成基金の活用と管理について。

6月定例会でも質問しましたが、不適切な点が多く再度お伺ひします。

教育長の研修旅費に支出した30万円、諸経費等の8万円及び諸帳簿等の整備は適正に執行されていると思うかお伺ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

この件につきましては、大宜味村人材育成事業助成金交付要綱に基づき、事業をこれまで執行し、それに関連する帳簿等も整備されており、間違いではないというふうに思っております。以上でございます。

ます。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま教育長からこの条例に基づいて執行していると、帳簿等も整備されていると、今はっきり申し上げていますが、これは人材育成事業助成交付要綱というのを、あなたは読んでいますか、これ。これに何とうたわれていますか。15条、2番目に出納簿、要綱を運用するに当たり次の帳簿を備える。助成金の交付整理簿、出納簿、その他必要な帳簿、役員名簿、会議録つづり、そういうことをちゃんとたわれているのに、あなたは6月の定例会ではどういうふうに答弁しているかちょっとお聞かせしましょうね。この帳簿の件についてですね、「出納簿がないのではないかということでありましたが、出納簿にかわるものはあると思います。」と、「出納簿にかわるものはあると思います」。ちゃんと交付要綱には整備しなさいとかうたわれているんですよ。「あると思います」、こんなちゃらんぼらんな答弁しないでくださいよ。監査も適正に行われております、ちゃんと。出納簿もない、整備されていない。そしてこの30万円の支出は交付要綱に基づいて、適正に行われておりますと、今答弁したんですが、これはちゃんと要綱にのっとって本当に執行したのか。これはあなたが研修へ行ったのは平成24年4月4日、これはちゃんと通帳から金が落とされております。この改正した告示はいつですか。ことしの2月20日ですよ、平成26年2月20日。ということは、平成24年4月4日には全く適用しない。あなは勝手にこのお金をおろして使って研修に行った。ということはどういうことですか、これ。勝手にお金を、公金を使ったということはどういうことになりますか。わかりますか。お互いの公金というのは条例、いろいろなものに基づいて財務規則もあると思いますので、こういったものに基づいてちゃんと執行しないことには、これは適正な支出とは言えませんよ。これもあなたの前回の答弁では、改正したものを私が教育長に就任する前から一応、一応これは改正されておりました。一応、改正されておりましたと。こんな勝手な発言をしないでくださいよ。改正はされても告示しなければこれは執行できません。ちゃんとこのお金は返納してください。じゃなければ大きな問題になりますよ、これ。こんな条例にも、要綱にもものつとらないで、適正な執行もしないのに学校だけは簡単につくろうとして、本当に言っていることとやっていることが全くでたらめなことをやっている。そこでこのあなたたちがつくった第6条、これは改正されても会長が適当と認めるものといっても、あなたが使うものではないんですよ、会長が。あなた勘違いしているんじゃないですか、これ。

それとこの第9条、これは12条関係の第9条、あなたたちがつくった第6号、外国も入れて限度額、金額が入っておりません。予算の範囲内と入れているだけで。どういう予算の範囲内なのか、これははっきり言って会長が使うべきものじゃなくて、村民、子供たちがやって1号から5号まで該当しなくて会長本人が認めるものであって、あなた自分で認めて、自分で使うということは全くの意に反する行為であります、これは。そこで村長には予算の最高執行責任者として、こういう要綱にも条例にもない予算の執行はこれ適正に行われていると思いますか、これは村長が答弁してください。

そして前教育長もアメリカの研修に行ったと思います。そのときにはあなたは教育課長でありますから、その研修はどこからどういうふうに支出されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御指摘につきましてお答えいたしますが、人材育成基金の活用につきましては、この事業につきましては教育委員会で管理運営を行っている事業でございますので、そういうことから私としては適正に執行されていると思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 出納簿と帳簿の整理の件については、後で課長のほうから答弁してもらいますが、今回の件について、条例にもっていないという御指摘でございますが、条例でじゃなくて、交付要綱ですね、当初この要綱の交付時期、当初から第9条第6号にはその他事業の設置目的に沿う事業で特に会長が認めたものということで、これは当初からのっております、これを適用させて研修に行かせてもらいました。ただし、別表のほうに第9条第6号の項目がありませんでしたので、明確に整備を図る意味で後ほど追加してやったわけで、当初から第9条第6号はのっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから予算の範囲内の件でありましたけれども、これはこの人材育成事業は中学生、高校生を対象にしてやっておりますので、ぜひ送る側としても現地の様子等をちゃんと調査してからしか、子供たちを送り出せない、無責任になるので、ちゃんと調査をしてやらなければいけない。そういうことで教育長も生徒の助成金が30万円ということで、30万円を限度に助成という形で執行させてもらいました。他の村には、支出の方法はかわると思いますが、70万円から80万円は実際かかったようではありますが、大宜味村で今回は30万円を助成という形にして、残りを自己負担という形で支出させてもらいました。そういうことで経費の縮減にもなったかというふうに認識しております。

勝手に使用したということですが、それは交付要綱に基づいて、ちゃんと手続をとって支出しております、私が勝手に公金をおろすとか、そういうことでは決してありません。

それから返納してくださいということなんですが、この件につきましては、審査委員会にも報告して、監査のほうからも特に指摘等はなかったので返済はするべきではないと。この事業を進めるために適正に視察研修をしてきたと、そういう認識であります。

帳簿については、課長のほうから答弁させたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 前教育長が行ったときにはどの資金であったか。

○ 教育長（友寄景善） 前教育長が行ったときは、具体的な内容は、どこそこへ行ったかとはまだ知らされていなかったんですが、人材育成基金事業からは支出はされておられません。どのような形で視察研修に行かれたかは現時点では把握しておりません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の第15条、要綱を運用するに当たり次の帳簿をそろえるみたいな話がありました。帳簿については出納簿等あります。助成金の交付整理簿等もちゃんと備えて我々のほうは事業を執行している。担当のほうにも確認をし、私のほうでも確認しております。出納簿等についてもちゃんと出納簿はありまして、監査を受けていることをお伝えしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 出納簿の件からお話しましょうね。出納簿というのは、こういう紙が出納簿というの、これ。これは教育委員会から渡されたものですよ。出納簿というのはちゃんとした帳簿があるでしょう。こんな1枚で出納簿と言えますか。出納簿とはどんなものかちゃんと把握してくださいよ。これただ、1枚の紙に何月何日、はい繰越金やった、収入、支出。監査もちゃんとやられておりますよ。出納簿と書かれております。あなたたちわかるでしょう、出納簿とはどういうもの、ちゃんと帳簿もあるし。何でこういったものを使ってちゃんとやらないの。今ありますよと、これが出納簿ありますよと、誰がこれ信用しますか。それと、今、教育長から理解してくださいと言っているんだが、これ

理解できるはずがないでしょうが。前教育長は、話に聞くと実費で行ったみたいなんですけれどもね。あのころは9条の第6項、その他事業の設置目的に沿う事業で特に会長が認めたもの。さっき言ったでしょう。これ会長みずからが使うものではないと、はっきり。会長が認めるということはどういうことなのか。あなたは教育長としてこのぐらいもわからないの。そして、設置目的に沿う事業、これ研修が何の事業に入っているの。ちゃんと子供たちが研修へ行くためにも、そういう視察に行くことはいい。しかし、ちゃんとした旅費、こういったものもちゃんと予算項目があるでしょう。何でこれからわざわざ使っていくの。これも9条の第6項もあなたには適用しないと私はっきり思います、これは。会長が認めるといったら、何でもやっていいのか、じゃあ。あなた本人じゃないんですよ、会長が認めるというのは。会長が会長、自分を認めてどうするの。何でこれを、事業の目的に沿ってこれは執行やるの。

それと教育課長には出納簿の件で、あなたに答弁してもらったんですが、前日も言ったんですが、この研修へ行って帰ってきた後から、教育長にこれはおかしいんじゃないかと、こういった提言をしたことがあるかないか。はっきりしてください。もし今後、この事実が出てきたときにはどうするのか。前回は無いと言っているんですが、もう一度聞きますので。

それとこの8万円、もしこれがあなたが9条の6項に沿ったものといっても、限度額は30万円ですよ、30万円。この8万円はどこにうたわれているのか。この8万円の支出、どこから探してどれに当てはまるのか。それとこの8万円の、前回の答弁でこう言っております。「さらにそれに加えてプラス8万円を事務局側から諸経費に充てる意味で別途費用を負担しておりますので、トータル的には38万円と、個人には30万円の助成と、そういう計算になっております。」というふうにあなたは答弁しておりますよ。それとこの8万円が何か南城市の事務局のものとかに使っているとか何かあったんですけれどもね、そういう要綱にもうたわれていない支出8万円。これは別にせよとは言っていないですよ。ちゃんとこういうふうな財務、要綱に合ったとおりに執行しないと、これどこに8万円があるのか。その辺、はっきり答えてください。

○ 議長（金城 勇） 佐一議員、済みません。課長、出納簿の確認やってもらえませんか。今、ここからもうちょっとわからないものですから。その持っているものでいいのか、別にあるのか。確認してから。

では、答弁求めます。

教育長。

○ 教育長（友寄景善） 会長が勝手に認めて、勝手というふうな御指摘でございますが、これは前回にも答弁しましたが、大宜味村だけの事業ではなくて、実行委員会を構成して南城市、中城村、北中城村、伊平屋村、東村、大宜味村。

（「これはわかっている。どこから出したか、これを聞いているんですよ。これはいいですよ」と呼ぶ者あり）

○ 教育長（友寄景善） これは先ほども答弁しましたように、9条6号を適用させております。会長が認めたという条項ですね、それを適用させてもらっております。

それから8万円の件、確かに限度額は30万円ではありますが、これは、個人に対しての限度額が30万円ですが、前回の8万円。当初から30万円にプラス、4万円とか8万円とかをプラスして助成しておりますが、この助成は30万円以外の8万円の助成については、実行委員会が米国に行くときの引率費用等の経費、これは南城市の職員が行くこともありますし、大宜味村も要請されておりましたが、大宜味村は

対応できなくて、南城市のほうへお願いし、あるいはまた琉米の関係者の方が引率で行っていると、そういうふうな費用で1人当たり8万円はこのほうから、その他会長が求めたものの条項を適用して支出して対応させてもらっております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 6月にも私のほう回答しております。教育長のほうに指摘したかみみたいな形でのものについては、正式に教育長にまずいんじゃないかという形のものはありません。

それとあと出納簿について。出納簿においては、やはり日々の金銭、あと物品等の出し入れのものを書くのが出納簿だと思っております。その出納簿については、ちゃんと出納簿帳をつくって、その中で現在、手書きはしておりません。パソコン等で作成をしております。その紙を貼って、割り印等を押しながらちゃんと出納簿の処理については行っているところです。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

やはり出てくるのは9条の6号、会長の認めたものしか出てきませんが、この12条関係の適用項目、あるいは金額の限度額はちゃんと30万円とうたわれているんですよ。会長が認めても30万円なんですよ、この限度額は。この限度額は変えることはできないんじゃないの、勝手に。幾ら認めたからといって、この限度額は変えることはできないと思いますよ。これ自分勝手にいろいろなもので変えるんだったら、こういうもの必要ないんじゃないの。自分勝手に適当に使えばいいんじゃないの。何の要綱をつくっても適用もされない、何のためにつくったのか。これは何があるかと、あなたが、会長が認めたものであっても、限度額は30万円と決められているわけですからね、そこははっきりしてくださいよ、はっきり。

それとこの改正は、平成23年5月23日に第1回の審議委員会を持ったというんだが、その議事録もちゃんとこの要綱には整備しなさいよとありますので、この議事録の、会議録のつづりを提出してもらえようお願いします。

最後に村長も、この要綱に基づいた適正な支出ではなく、これにもちゃんと30万円というふうに限度額はうたわれております。それを超えて38万円を出したということはどういうふうに思いますか、村長。

あと教育長は、この議事録、そしてあなたもこれはちゃんと交付要綱に基づいて、様式第1号に基づいてこれは申請しなければいけません。この申請の写しを今日、この議会が終わったすぐ10分以内にコピーして持ってきてくれるようお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 限度額30万円の件ですが、これは生徒に対する助成でありまして、年によっては引率費用として4万円とか8万円が必要になりますので、これはその他項目で対応させてもらっております。年によって変わりますので、そこでは会長が特に認めたということで、30万円以外に委託先のほうに支払いさせてもらっております。

会議録等についてはありますので、これは後ほど提出したいと思いますが、申請書の写し10分以内ということですが、ちょっとこれは厳しいと思います。ああ、これは閉会後に10分以内であればどうか可能だと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘がございましたが、先ほど申し上げましたように、この育成基金の活用につきましては、教育委員会で全て管理運営をしているということでございますので、私としては適正に執行しているんじゃないかと。

（「自分の意思をはっきりしてくださいよ、これは妥当かどうか」と呼ぶ者あり）

○ 村長（島袋義久） 管理は委員会でやっておりますので、そこにお任せしているということであり  
ます。

○ 議長（金城 勇） これで再度人材育成基金の活用と管理についての質問を終わります。  
休憩します。

（午前11時06分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

---

○ 議長（金城 勇） 次に耕作放棄地の活用について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 耕作放棄地の活用について。

放棄された土地を再利用していくことには賛同しますが、利用していく中でどのような手順を踏んで地主と利用者に対して、村として手続をしているのか。職員に対しても周知徹底されているのかお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地の確認は農業委員会で行います。耕作可能な土地については、農業委員会で斡旋を行うものと、個人対個人により相談される場合があります。借り手、貸し手がある場合には、利用権設定等申請書を農業委員会へ申請します。申請を受けた農業委員会では、総会において現場調査を行い、借り手農家が妥当であるか審議し、その結果を村長へ提出します。村長はその内容を公告し、公告後、契約となります。

職員に対しての周知につきましては、農業委員会、産業振興課、双方の情報を共有し業務に努めております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、村長のほうからちゃんとこの地主と利用者の間での契約、あるいはまた申請書を出してとの手続を踏まえてやるということで今答弁がありましたが、なぜ今回この質問を出したかはもう村長もわかると思いますが、これは耕作放棄地の活用について、私も再三この本会議等、また委員会の休憩時間等で、これは契約する場合は地主と利用者の間でちゃんと確認をしてからやるようにと。これまでも再三又貸し、又貸しでこの地主がどこに行っているか、誰が借りているのか、全くわからないような状況が多々ありましたので、その辺は議会でも再三申し合わせたつもりであります。しかしながら、もう村長のところに私、村民として直訴してきたんですが、それにもかかわらず職員が勝手

に、たまたま私の土地に当たってしまって、相談もなく勝手に貸したわけなんです。私は議会でこういう再三言ってきた中で自分の土地にこういうことが当たって本当に頭にきております。しかし、私がかかったのも6月後半か7月の初めごろ。この職員に聞くと半年前に貸したということで、この半年間私は何も知らずに議会でしゃべっていたわけなんです。本当に後で自分で笑ってしまいましたよ。ただし、たまたま私の土地だったんですが、これはあらゆるほかの土地でもこういうことが起こってはならないことなんですよ。一番基本的に、今村長も答弁したとおり、賃貸する場合の申請書を出す。出した時点でこの土地は誰の土地なのか、はっきりするわけなんです。しかしこの職員は、ある方がこっちがいいんじゃないかといったら、そのまま借りて、琉大の教授に貸してしまった。何の一言も私にない。この半年間。本当にこれが許されるのか、村長それをお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御指摘でございますが、大城佐一さんが村民の一人としてということでそういう状況報告がといますか、ありまして、私もそのときに初めて知ったんですけども、そういう不手際があったということは、本当に何とも申し上げようがありません。おわびするしかございません。今後、そういうことがないようにということで説明を受けた、要請を受けたその足で産業振興課へ行って、その旨、注意を促したということでございまして、それは本当によろしくない、あつてはならないことだと思っております。今後、しっかりそういうところを確認しながら進めさせていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは、だからなぜこういうことが起きたのか。まず基本の基本ができていない。だからテーゲーグワー、ジャーグワーツクエーな行政ではだめなんです、村長。ナーナーナーではだめなんです。しっかり基本的なものを徹底してやっていかないと、これがもし…、私、なぜ村長のところに直訴したかという、これこの職員、中で2人だけのことだったらそこでとまったかもしれません。村長まで行かなかったかもわかりません。そういうことがあるかと思って私は言ったんですよ、わざわざ。村長にもわかってほしいということで、こういうことがあったということをわかってほしいということで直接言ったんです。

そこでですね、一番、基本的なことがわからなかったことに対して、この職員の採用基準が年齢超過で、このときも質疑を私したと思いますが、なぜこういうことをするのかということで、村の農業振興発展のために採用したと。この採用基準の中に専門、農業分野における農業施策の企画立案、実施及び指導等の職務経験ということで採用基準にあると。全くこういうことないじゃないですか、これ。全くでたらめな企画立案して、人の土地を勝手に荒らしてやる。そして大宜味村の農業全体、全般、シークワサー、果樹、野菜、パイン等を見るということであります。この方、大工又で1回も見たことありません、私。どこで、どこに行って指導しているのか。これは本当に裁判問題になってもいいぐらいのあれですよ、村長。これは本当に8月に一言話したんですが、余りそこでがちゃがちゃ言うと、また、選挙前でもあるし、何か言う人もたくさん出てくると思うので、この議会が終わってからということで話はしたんですが、本当、村長が採用したこの方なので、もう勇退する前にきっちり村長の判断でけじめつけてくださいよ、これ。逃げ得しないで。あなたの判断で。これ大変な問題ですよ、これ。だからさっき言ったみたいに全てに行き届くようなことをしないと、ナーナーナーな、ジャーグワーツクエーなこの行政ではだめなんだと言ったのはそこなんです。これをぜひ解決してから勇退することを望み



ます。

そして今後は、こういったことが起こらないように徹底した、やっぱり上下、横、そういった連絡網というのはきちんと、これは恐らく、例えば彼の各課、中でも課長、職員の連携がとれていない証拠じゃないかと私は思うんですけどもね。このミスが起こるといのは。そこをどう思うのか、またお願いしたいと思います。村長。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま大城議員からいろいろ御指摘がございました。もっともなことがほとんどでございますが、そういった農業全般についてやるということの要綱のそれをさらに進めていきたいと思ひますし、基本的に業務を進めていくというその姿勢をしっかりと正して行って、今後そういうことがないようにと、いわゆる横の連携も踏まえながらみんなの共通理解のもとに前へ進めていく、事業執行していけるように体制を整えさせていきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

やっぱりですね、いろんな役場の業務も進めていく中で、お互い職員みんなが一つのことに、全てのいろんなものですね、これを共有して、お互い話し合っていくことが大事だと思うので、今後、こういったシステムを構築できるような、本当に村民一人一人が行き届いた恩恵を受けるような村政にやっっていくことを切に願って、最後の勇退する議会での大変厳しい質問をしてきましたが、本当に12年間村長お疲れさまでした。御苦労さまでした。最後に一言ありましたら、終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） まず、先ほどありました職員の共有すべき事項、共通理解を深めながら、お互いに確認をしながら努めていく、事業を執行していくという、そういう考え方は全く御指摘のとおりでございます。今後もそういう方向で進めていきたい。

今、御指摘がありましたいろいろ不手際があったりというようなことも、この12年間の中で御指摘のこともあると思ひますけれども、いろいろ一つ一つ改善していけるように今後の職員に託したいと思っております。

大変いろいろな御指摘をいただきましたことに感謝を申し上げながら、全議員の皆様方にも大変お世話になりましたことを申し上げて終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時30分)

# 平成26年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成26年9月11日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成26年9月11日 午前10時00分)

散 会 (平成26年9月11日 午前11時08分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼  
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理  
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会  
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

建設環境課長 大 嶺 実

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	諮 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
2	議 第 3 2 号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 第 3 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 第 3 4 号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 第 3 5 号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 第 3 6 号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 第 3 7 号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 第 3 8 号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 第 3 9 号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 第 4 0 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 第 4 1 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 第 4 2 号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 第 4 3 号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委 員 会 付 託
14	認 第 1 号	平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
15	認 第 2 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
16	認 第 3 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
17	認 第 4 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
18	認 第 5 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
19	認 第 6 号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めると答申することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

- 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めると答申することに決定しました。

---

◎議案第32号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第33号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第3 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 提案時における説明の中で、平成24年の教育委員会規則第1号において改正したんですが、今回の提案になっているということで説明があったわけなんですけど、これは平成24年7月12日に規則公布されていますね。もう2カ年なるんです。しかし皆さん、説明の中でおくれた理由についてこれっぽっちも触らないで、今回の提案になっておりますということは、これは皆さんサイドの話ですよ。おくれた理由までやっぱり説明の中に加えていただかなければならんと思うんですが、2カ年も経過しての提案ということについてのおくれた理由についてお聞かせ願います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田 孝議員からの御質疑にお答えします。

平成24年の規則改正で、その当時に、平成24年時にやはり条例も同じ時期に改正すべきでありました。しかし、チェックのほうで不十分で関係法令を見落とししたということが我々のまずかったところだと思っております。関係法令のチェックが不十分で今議会への提出になっておりまして、これまで平成24年度からスポーツ推進委員でありましたけれども、報酬をそのまま体育指導員ということで報酬をなされておりました。そこについては十分反省をしながら、今後行っていきたいと考えております。よろしくお願います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） チェックの不十分というのが今、理由のようですが、はっきり言ってこれは失念していたんじゃないですか。失念、忘れていたんじゃない、実際は。チェックの不十分とか。これは当然、体育指導員からすると、報酬にかかわってくるということは当然わかるんですよ。ですから平成24年4月1日から適用するという、2カ年さかのぼって適用するということの附則がうたわれてくるという。そのぐらい私もわかりますよ。ですから、本当に提案説明をする場合には、おくれた理由まで述べていただきたいんです。そうすると、委員会あたりでこういう議論をしてもいいんですが、そういう説明がなかったものですから、先ほど言ったように、皆さんが今回の提案になっておりますと、それは皆さんサイドのお話なんです。一般の人は、村民としてはおくれたのは何かという、やっぱり疑問を持ちますよ、当然それは。今後、そういう点がないとは思いますが、提案説明の段階ではその点まで触れていただけますか。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 提案理由、申しわけございませんでした。

今後、関連条例等、ちゃんとチェックをし、慎重に行うよう努力していきたいと思っております。提案理由のほうも我々のほうで確実に伝えるよう努力していきます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 私も今、前田議員が言ったとおり、全く同じような質問でありましたが、これは明らかに職務怠慢ですか。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 今回のおくれた理由につきましては、職務怠慢というよりも、全くの失念ということだろうと思います。御理解お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 失念ということですが、明らかにこれは私は職務怠慢だと思います。人材育成基金の交付要綱も平成23年に改正して、告示したのが平成26年2月、3カ年もほったらかしている。これも2カ年余りほったらかしている。先ほど教育課長が答弁の中で関係法令を見落としたことによるということを書いていたんですが、これを見落として、莫大な損害をこうむったらどうなりますか。だからこれは職務怠慢と言うほかないんじゃないですか。これは条例、要綱、法律、これに基づいて執行するのがお互い行政のやり方であって、きのうの質問でも、人材育成基金もみんな要綱にも基づかない、自分勝手な執行の仕方もあるし、きちんとこれはやってください、ちゃんと。どうですか、教育長もう一度、いろんな面で改正はするが告示するまで3カ年、これも2カ年余りかかっているが、本当に怠慢じゃないですか。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 今回の件について、本当に事務手続が不備で大変申しわけなく思っています。今後このようなことがないように、職員に対して十分チェックし、ちゃんと精査して業務を進めるように徹底させていきたいと思っています。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 今後何とか何とかですね、これも耳が痛くなるほど聞いています、同じようなことは前から。全然改善されていまして、今後こういうことが起こったらもう大変なことになりますので、本当に今後気をつけてこういうことはやっていただくようお願いいたします。

最後にもう一度、今の職務怠慢なのか、はっきり答弁してこれを聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 職員はポジションで一所懸命やっているわけでありまして、意図的にどうか、怠慢ではないと私は見ているんですが、やはり失念があったということで、今後こういうことがないように職員に指示を徹底してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第34号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 今回の附則第3条の改正については、延滞金関係だと思うんですが、この改正によって延滞金上がるんですか、下がるんですか。その辺お答えください。

○ 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(宮城 豊) ただいまの前田 孝議員の御質疑にお答えします。

結論から言いますと、延滞金は下がるということであります。この下がるものの理由として、金利等に関して、金利はどんどん下がっているのに延滞金は上がるという非常にゆがんだ感じが出ておりますので、わかりやすく言いますと、現在14.6%というものが示されていると思うんですが、これは今度改正によりまして特例基準割合、特例基準割合というのは日銀が出す貸出約定平均金利、プラス1%のことを特例基準割合と呼んでおります。それプラス7.3%。ですから14.6%から9.3%の引き下げになります。また、従来7.3%あったものが新しくなりますと、この特例基準割合プラス1%で3%となり、従来の延滞金よりは下がるという附則の改正になっております。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) なぜそれをお聞きしたかという、先ほどの議案と同じように、提案説明の中でも課長の説明では本来なら前年度にやるべきであったが、今回の提案になっているという提案時の説明があったんですね。これもおくれた理由についての説明がないんです。これは延滞金下がるからというようなものの、もし上がるような事態になったら大変なことになるだろうと。住民へ不利の場合は不遡及の原則が働いて、さかのぼってはいけないという原則がありますよね。そういう点もやっぱり心配するんですよ。ですからこういうものはすぐその場合にやらないと、これから出てくる、後から出てくる条例関係は10月1日まで定めなければならないという法の規定があるからということで今回提案されているわけでしょう。前もって議決をもらうということで。だからその辺、村長にお伺いしておきたいんですが、条例改正して提案する場合には、やっぱり経過はやらないですよ。その時点時点で提案してもらわないと、事務も大変だと思いますよ、事務も。そうするとこれは平成26年1月1日から適用するとなれば、今までのものの計算していくのは大変じゃないですか、これはまた。実害はないと思いますよ。なぜなら、大宜味村は延滞金取っていないですから、村税から全部、全て。条例にあるんですが、税のみ徴収するのも大変だからといって、ここしばらくどころじゃないですよ、延滞金全然取っていないですよ、大宜味村。決算でも延滞金上がっていないでしょう。実害はないからそういうことであると思うんですが、これが本来適用されて、事務に適用されている状態であれば、仕事量大変ですよ。そういう点からひとつ村長、その都度きちんと精査をされて提案していただければこのようなことは起こらないと思うんですが、ひとつ例規審あたりでも注意喚起お願いしていいですよ。掘り起こしてまだないのかどうかもきちんとやっていただきたいと、御指導お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの前田 孝議員の御指摘はもっともなことだと思っております。しつかり、上位からくると関係するものも含めて、今後、精査をしながらおくれがないように、常に緊張感を持って取り組みをさせたいと思います。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第35号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 大変懸念する点があるのでちょっとお伺いしておきたいと思います。

第5条の利用許可なんですが、この中にはあらかじめ村長の許可を受けなければならないということなんですが、そして別表2のほうで8条関係において、使用料等が掲載されているんですが、例えば石山あたりで写真撮影等をする場合に、これは実際、把握できますか。許可得ていちいちやるのか、石山あたりだったらそういう条例のことを知らないでばんばんやっている方が出てくる可能性もあるんですが、どう対応をやっていかれるのか。これは空文句では困ると思うんですが、対応方針ですよ、皆さんの。非常に難しい点があると思うんですよ、これ。実態やっていった場合にですよ。新年度予算を組んでも決算で1円も上がってこない可能性は私想定しているんですよ、既にそれ。実情把握どうやっていくのかという、どう対応していくのかということをお大変危惧しているんです。その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(山城 均) ただいまの前田議員の御質疑にお答えしたいと思います。

確かに写真とか、そういう撮影ということで、この条例におきましては、あくまでも対象を営業を目的とする方々ということで、よくテレビ会社とか、フィルム会社とかが使わせていただきたいということで、ある一定の時間、占用のような状態になるわけなんですよ、そういう場合にはですね。そういうことで、そういう全く一部を占用するという状況がある場合、また事前にそういう問い合わせとかがあります。撮影を許可していただきたいとか。そういう方々を一応対象にしているということで考えております。ほかについても、やはりその施設を占用する皆さんということで対象としておりますので、事前に相談なり、また使用許可が出るものということで、対応についてはそれなりに対応できるものじゃないかと考えております。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) これは今、課長がおっしゃるのは営業関係、それはわかりますよ。個人でなりわいとして写真などを撮る人もおりますよね、中には。そういった方々に対してどう対応していくのかということはおっしゃっているのはわかりますよ。その辺が心配なんですよ。映画撮影とかテレビ局とか、そうやるのは当然それは想定されているんです。なりわいとして写真を撮っている方々、個人でやっている場合に、果たしてそこまで条例を適用して皆さんが管理監督できるかなというのが大変難しいんですが、それは十分考えていただきたいと思うんですが。そのためにはやっぱりこの条例を整備したときには、大分宣伝もしないといけないと思いますよ、大宜味村でこういう条例ができていんだと



いうことも言わないと。知らないということだったらいけないですよ。その点、やっぱり啓発活動もやっていただきたいと思うんですが、これを聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいま御指摘がありましたように、施行に当たりましては、十分周知を行いまして、この公園等、施設についての利用許可の基準ができましたということで啓蒙活動もしていきたいと思います。先ほどなりわいということでありましたが、極力ですね、そういう広報活動を行いまして、やっぱり大宜味村の景色とかそういったものを利用して、写真を撮影するとか、そういった皆さんにも使用料の発生等があるということを十分認識していただくような方向で取り組んでいきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 終わろうと思ったんですが、その結の浜公園、石山展望台、大宜味の展望台、こういうところに使用規定とか使用基準とか、立て看板を立てたほうがいいと思うんですが、それを広報活動でやっても、これは村民だけが知ったら困りますよ。そこへ行かれる方々が届けしないとかなんとかということで、3カ所に立て看板みたいな、使用基準みたいなものを書いて、届け出なさいというような、料金などですね、そうしたほうがそこに来られた方は役場に申請に来られると思うんですが、終わろうと思ったんですが、この件についてお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 立て看板とかも1つの方法ということで検討していきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 予定もなかったんですが、急遽聞きたいことがありまして、質疑いたします。

5条の第4項、その他村長が許可を必要と認める行為ということがあるんですが、これを今見て、ぱっときのうのことがひらめいたんですが、人材育成基金の交付要綱にもその他、会長が認めるものとあったんですが、きのうの話、大体聞いていると思うんですが、会長のやりたい放題になるので、それはどういう範囲で、どのようなことが含まれているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 現在、この第5条につきましては、第3号までにおきましては、目的をある程度明確にしたような状況ではあるんですが、それに含まれないような状況が出てくる可能性もございまして、そういうことでその他村長が許可を必要と認める行為ということで4号として定めさせていただいております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） その辺は、その他村長が許可を必要と認める行為ということで、何か相当広く感じられるものだから、きのうの人材育成の要綱も、あれは会長の逃げ道のような項目になっているので、その辺はもう少し具体的に取り決めたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺、またひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第36号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第37号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第38号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第39号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、産業振興課と企画観光課にちょっとお伺いしたいと思います。

まず19ページ、6款1項10目8節と9節、指定管理者の謝礼金なんです、補正で上げるということは何か緊急性があってそういう指定管理、どこの施設の選定委員のものなのかと。

あと企画観光課は、20ページ、7款1項2目11節、光熱水費、これは自動販売機の電気料の仮払いと

ということなのですが、この自動販売機自体、村が設置しているのか、それとも業者なのか、その辺伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） では新城一智議員の質疑にお答えします。

特産品加工施設の指定管理者の選定の謝礼金ですが、本来ですと、当初予算で計上すべきところで、今年度いっぱい指定管理者が切れるものですから、本来ですと、当初で組むべきところをちょっと漏れがあったので今回、予算を計上しています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの光熱水費、自動販売機の仮払いということですが、設置の前に電力と相談したところ、事前に公園の電気の引き込みがあるということで、2カ所の引き込みができないということで、業者が引き込むことができなかつたわけなんです。そういうことで、電力といろいろ調整して、この辺のほうは大宜味村が窓口になって、3社が入っていますが、まとめて申請しますということで調整しまして、やっと今のところに引き込みを許可いただいたんです。そういうことで、今、申請人は大宜味村長ということで、料金の請求も大宜味村に来ます。そういうことで、今仮に村が払って、年度末にまとめて業者に支払っていただくと、まとめていただくということで、今回、補正でも歳入、19款 諸収入のほうで収入も上げております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 教育委員会のほうに質疑いたします。

説明書の51ページ、これは小学校中学校移転の学校建設の問題なんです、これは案分率の組み替えによる減額とか増額と出ているんですが、小学校から中学校へ448万円となっております。そして、運動施設から教育施設へととなっているんですが、その詳しい中身を御説明お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） まず、案分について御説明いたします。

案分については、当初建物比率の案分で行っていた部分がございます。建物の案分が45と55だったかと思っております。その中で小学校と中学校、これは造成にかかるものということで、50、50で造成分については行うということで決定して我々進めているところでありまして、その分の案分の変更に伴うものです。ですから小学校から中学校へその分行っております。

次に設計項目と委託項目のものについては、技術単価、技術者の単価の増額がありました。当初予算時においては、ある程度呼んでやってはいるんですが、技術者の単価が増額になりました。それにおいて足りない差額分のものを、面積とか工事費が大きいものですから、そのぐらいの変化が出てきております。

それとあと、体育館の設計項目等において、当初、設計項目の中で体育館ということで諸経費等の計算があります。それを最終的に確認したところ、やはり教育施設でありますので、教育施設での係数の掛率になるということで教育施設のほうに変更しております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 案分は、じゃあ造成は50、50ということで答弁があったんですが、これ当初はそういうことがわからなかったのか。

あと1点は、この技術者の単価というのは、例えば平成25年度に平成26年度の設計をするにしても、

この単価表というのはやっぱり前もってあるんじゃないですか。私はあるというふうに思っているんですけども、これは全部設計するなら、次年度の大体、全てあると思うんですけどもね、設計する場合は、次年度予算で組む場合は前もって次年度の単価が来ているんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうなんですか。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 年度ごとの単価がございまして、毎年4月だったかと思うんですが、4月に単価変更がございまして。物品、物の単価が4月と9月に単価入れかえがあると思っております。平成25年度時点で平成26年度の単価が出てこない。我々、平成25年度当初予算をつくるわけですが、それを大体見込んでやるんですけども、先ほども述べたように工事量が多い部分もございまして、その部分の差額が出てくると考えております。

グラウンドの50、50の件は、当初、やはり小学校、中学校の建物の面積案分で行ってまいりました。当初の考え方、もう一度、再度見直して、やはり土地等については小学校、中学校同じような2分の1という考えでまた設計をし直したために来ております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 教育委員会終わって、次、産業振興課です。

説明資料の50ページ、これは災害に強い栽培施設の整備事業補助金というのがあるんですが、これももう少し詳しく説明を願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

災害に強い施設ということなんですが、これは県の一括交付金を利用した事業で、主に農業施設の中の平張りハウス等の事業です。それで今回、補正で予算計上しているわけなんです、県のほうの一括交付金が7月ごろ決定したものですから、今回の補正に計上しています。中身としてはシークワサーの、特に青切りと青果用に対する平張りハウスが実施できたらと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質疑は既に3回になりますが、特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大体この事業内容についてはわかったんですが、この事業に関しては、農家3名から10名とあるんですが、今後どのような方向で募集をしていくのか。既に決定しているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 農家の決定については、まだできていない状況で、農家台帳とそれとシークワサー生産者に対して呼びかけていきます。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成  
する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第13 議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算  
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、9人の委員で構成  
する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ  
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと  
思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定  
しました。

---

#### ◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第14 認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) まず、この平成25年度の決算について、未執行関係についてお伺いをしておき  
たいと思います。未執行が8件ほどありまして、そのトータルが1,086万6,000円、その中には1,020万

円の補助事業関係、これは担い手への農地集積推進事業が含まれていると思うんですが、それを差し引きしても66万6,000円の未執行があるわけです。その中にはここ二、三年同じような未執行ということになっているんです。なぜそれが改善されないのかなど。これは全部一般財源なんですよ、未執行分については。7件分の未執行、トータルで8件あるんですが、先ほど申し上げましたものを差し引きして66万6,000円の一般財源分なんです、未執行は。これはやっぱり一般財源を有効に利用しないとイケないじゃないですか。皆さん、財務規則の第18条、第23条、そういったものをきちんと掌握されているんですか。四半期ごとに予算執行計画立ててやるんだから、12月あたりでは御存じなんですよ、あと3カ月間どう執行していくか。その時点で未執行になりそうなものを補正で落として、その一般財源を有効に利用するという、そういう形態に持っていかなければちょっとおかしいと思います。よく調べてください。これはあれですよ、二、三年同じ形態のものずっとあります、これ。なぜ一般財源、そういう活用をしないかというのは、今農道などを見てくださいよ、皆さん。草が生えて、そういう一般財源の金があるんだったら住民ニーズに応じて、住民サービスするように、農道の草刈り作業関係にでも回していただけたら一般財源の有効活用になりますよ。財務規則の第18条では予算執行計画の作成と、これは財務課長に提出するようになっていきますね、それで村長に報告と。第23条でも予算執行状況の報告ということになっているんです。その条文を読み上げてみてください、どう書かれているか。

そしてこれから新年度予算の予算編成作業に入ると思うんです。例年同じような状況のものはきちんと把握して、予算上がってきてもばっさり切るんだと、こういう未執行分については、そのぐらいのところ、私議員になってずっと見ているんだが、同じ形態のものありますよ。どこが多いとまでは申しませんが、委員会で申し上げてもいいですよ、これは。一般財源大きいところ、30万円も未執行のところもあるんですよ、これ。未執行については委員会の中でお話聞くとして、そういう未執行分についての新年度予算編成において大いに反省してもらわないとイケない。その点の配慮やっていただけますか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） ただいま前田 孝議員の質疑にお答えします。

今、御指摘のありました未執行分につきましては、御指摘のとおり、現在、当初予算作成時には予算編成方針等を作成し、各課当初予算のほうを上げていただいて編成に当たっているんですが、前年度との予算額の比較だけではなくて、決算状況も見ながら御指摘いただきました未執行分、また執行率の悪い分については、当初予算のほうに反映させていくように努力していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 課長、今の答弁は本当に優等生ですよ。そのとおりにやっていただきたいんです。前年度対比だけではだめなんです。実績がどうであったかということまでやらないと、予算編成としてはきちんと上がって、精査しているとは言えないですよ。その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点だけお伺いします。決算書の財産に関する調書の中での66ページ、67ページ関連いたします。66ページの下から5番目、合計も入れての5番目、山林のところの決算年度末現在高と67ページの（2）山林の合計の決算年度末現在高、数字が違うんですが、これについて財産把握しているのかどうか非常に疑問なんです。内容はわかりますよ、私、数字がどこかのものが漏れているということは、チェック機能働いていないんじゃないですか。これは数字違うんじゃないですか、お答えください。

○ 議長（金城 勇） 会計課長。

○ 会計課長（島袋経子） ただいまの前田 孝議員の質疑にお答えします。

67ページの山林のところですね、山林の表中の分収のところ、前年度残高と決算年度末残高のところ、私のほうがゼロにしておりまして、平成24年度の決算の数字を記載するのを誤っておりました。訂正して、委員会のほうまでには修正の表を作成してお届けしたいと思っておりますので、申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 答弁いただいているんですが、委員会で修正してそれでオーケーなのかどうか、議会運営どうなるかわかりませんよ。それは。ですから、チェックしていただかないとですね、数字だけじゃないですよ。これは財産に関する調書も全部、自治法施行令で決算の様式全部これですよという、これ全部包含しての決算書なんですから。その辺のあとの取り扱いはやっぱり議長が諮ると思うんですが、ほかにも数字あるかもしれませんが、ひとつもう一度、精査をして、ないかどうか再確認して、委員会あたりに臨まれてもらいたいと思うんですが、村長その辺、各担当に間違いがないのかどうか、もう一度、確認するように村長のほうから御指示いただけますか。それをお聞きして、本件について質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田議員の御指摘ありがとうございます。まさにそのとおりだと思っております。しっかり精査をしながら、再度委員会までに再チェックをして確認をさせたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第15 認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。



御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第16 認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第17 認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第18 認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第19 認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

- 
- 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり選任したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 
- 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時58分)

- 
- 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

---

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、決算審査特別委員会委員長に安里重和議員、副委員長に具志堅朝秀議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎休会について

- 議長（金城 勇） お諮りします。委員会審査のため9月13日、14日及び15日の3日間は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって9月13日、14日及び15日の3日間は、休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時08分）

# 平成26年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成26年9月18日

## 1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成26年9月18日 午後2時00分)

閉 会 (平成26年9月18日 午後2時58分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松                      主                      事                      松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第33号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第34号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第35号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第36号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第37号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第38号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第39号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第40号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案第41号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案第42号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
11	議案第43号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
12	議案第32号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第1号	平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第2号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認定第3号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16	認定第4号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
17	認定第5号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
18	認定第6号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
19	陳情第14号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	陳情 第12号	根路銘・上原線工事に関する請願書（生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願）	委員長報告 質疑～表決
21	陳情 第13号	根路銘・上原線工事に関する請願書（農業用水に関する請願）	委員長報告 質疑～表決
22	意見案 第5号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書	提案説明 付託省略
23		農業委員会委員の推薦について	

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。  
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

---

- 議長（金城 勇） この際ですから御報告申し上げます。

9月9日及び11日の本会議において申し述べた議案第35号 大宜味村公園条例は、大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例でありましたので、報告いたします。

---

◎議案第33号～議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例、日程第4 議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第5 議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日程第6 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 143 号  
平成26年9月17日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会  
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第33号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第34号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第35号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例	原案可決 全会一致
議案第36号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決 全会一致
議案第37号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決 全会一致
議案第38号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第33号から議案第38号までの6件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、住民福祉課長、企画観光課長、及び教育課長の出席を求め、9月12日午前11時からの審査予定を20分繰り上げて10時40分から審査いたしました。

まず議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、を報告いたします。

本案は、スポーツ基本法の施行により体育指導員の名称をスポーツ推進委員に改めるもので、公布の日から施行し、平成24年4月1日からの適用となっております。

次に議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い延滞金の割合の特例を改正するもので、公布の日から施行し、平成26年1月1日からの適用となっております。

次に議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例、を報告します。

この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大宜味村公園等の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもので、第2条に名称及び位置、第3条に管理、第4条に利用期間、第5条に利用許可、第6条に利用制限、第8条に使用料などが定められ、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、を報告します。

この3件の条例は、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正が平成24年8月に公布され、平成27年に本格施行される予定であり、施設型給付、地域型保育給付の対象となる事業について、許可基準や設備運営基準を条例で定めることが義務付けられたことによるものです。

施行日は、法律の施行の日となっております。

6件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。



○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第34号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第35号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第36号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第37号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第39号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算、日程第8 議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第9 議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第10 議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第11 議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 141号

平成26年9月17日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 前 田 孝

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第39号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	原案可決 賛成多数
議案第40号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第41号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第42号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第43号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

（前田 孝予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（前田 孝） ただいま議題となりました議案第39号から議案第43号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として関係課長等の出席を求め、9月11日午後2時から審査を行いました。

議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の質疑の概要について報告します。

災害に強い栽培施設の整備事業補助金（シークラーサー平張りハウス）事業を執行していく上で、村民への周知の方法やこれまで既に補助を受けた方は除外するなど、村民が等しく恩恵を受けられるようにどう取り組んでいくか、との質疑に対し、農家基本台帳とこれから農業を担っていく方、栽培技術のある方を選定し、これまで補助を受けた方については、検討して方針を出したいとのことでした。

また、村民への周知については10月1日付の村広報誌で対処したいとの答弁でした。

本案に対して討論はなく賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算、及び議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算に対して、反対の立場で討論を行います。

私は、この平成26年度一般会計補正予算、全てを反対するわけではありません。一部、教育予算にある学校建設に対するものだけの反対であります。

理由といたしましては、大宜味村教育委員会と大宜味村は、多くの村民の不安の声に耳を傾けることなく、結の浜への小中学校新築移転計画を進めています。結の浜は、村みずからが大宜味村地域防災計画の津波危険想定区域大津波想定に指定したという経緯もあります。文部科学省の東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会は、子供たちや地域住民の命を守るために津波の浸水が予想される地域では、津波が到達しない安全な高台等に学校施設の建設を講じること。また今後の学校施設整備については、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えていくという発想の転換が必要であり、安全性、防災機能の強化を進めるべきとする趣旨の緊急提言をしています。村内の高台にある村有地や私有地などには候補地に適した場所が幾つかあります。それにもかかわらず、津波の危険がある結の浜に新築移転することは、東日本大震災があった今、常識的にはあり得ないことです。

私は移転中止を一般質問等で繰り返し求めてまいりましたが、誠意のある回答が得られないばかりか、当局は移転計画をさらに強行的に推進しようとしております。教育長の答弁の中には、今の学校環境を早目に改善するためという答弁がありましたが、この答弁は、教育委員会が学校の評価を下した評価がAランクであります。このAランクをどういうふうに改善するのか大変疑問に思えてなりません。

また当初は、複式だと成績が悪いと言っていたが、村内の学校は県平均を上回っているのに、教育長が村内の学校の状況も把握できないようでは教育長としても失格ではないか。また、合議制の答弁の中でも今までの質問の中では、私個人ではできないことであり、全ての合議制のもとで行われてきたと言っておりましたが、大きいものは合議制、また教育長ができるものであるという意味不明な答弁が繰り返し発言されております。こういう意志薄弱な発言に対して断じて許すことはできません。

そういう中で、平成26年度一般会計補正予算に小学校、中学校の建設費が計上されていることに對し、反対せざるを得ません。

どうか、本議案に対する各議員の良識ある賛同をお願い申し上げ、反対の立場としての討論を終わります。

○ 議長(金城 勇) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(金城 勇) 挙手多数です。

したがって議案第39号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質

疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第40号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第41号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第42号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第43号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第12 議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第13 認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第18 認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第145号

平成26年9月17日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

決算審査特別委員会

委員長 安里 重 和

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第32号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 全会一致
認定第1号	平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第2号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第5号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第6号	平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認 定 全会一致

(安里重和決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **決算審査特別委員会委員長（安里重和）** ただいま議題となりました議案第32号、認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月16日、17日の2日間にわたり説明員として関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかどうか、質疑においては村長及び教育長の出席のもと審査を行いました。

さらに、16日には平成25年度に実施された工事等の現地視察も行って参りました。

**議案第32号** 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**認定第1号** 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。村税の収納について向上してきているが収入未済額、不納欠損額があり今後さらに努力をしていただきたい、コンビニでの納付はできないか、収入未済額、不納欠損額について数値だけでなく説明によ



る広報誌への掲載をしていただきたいとの質疑に対し、国保税も含めて現年度分から預貯金調査等により滞納処分を行い地方税法第15条の7を適用し処理していく、コンビニ納付については、近隣市町村を調査確認し検討していく、広報誌への掲載は何らかのかたちで掲載していくとの答弁でした。

また、ふるさと納税について、全国的に呼びかけるような取組みの考えはないか、シークワサーをアピールし大宜味村に足を運んでもらえるような取組みはないかの質疑に対し検討する班を役場内に設置することを課長会でも決めている。今年度内に班を立ち上げてその中でいろいろ検討していくとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第32号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第1号 平成25年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第2号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第3号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第4号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第5号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

休憩します。

（午後 2時37分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

---

○ 議長（金城 勇） これから認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第6号 平成25年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 2時39分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時43分）

---

#### ◎陳情第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第19 陳情第14号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第144号

平成26年9月17日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定

により報告します。

## 記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
11	平成26年7月10日	「給与制度の総合的見直し」に係る	審議未了		
14	平成26年8月13日	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当との意見	地方自治法第99条の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました陳情第14号について、9月12日午前11時からの審査予定を20分繰り上げて10時40分から審査した結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第14号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第14号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

よろしく申し上げます。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第14号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第14号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおりを採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長（金城 勇）** 異議なしと認めます。

したがって陳情第14号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、採択とすることに決定しました。

◎陳情第12号及び陳情第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第20 陳情第12号 根路銘・上原線工事に関する請願書（生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願）及び日程第21 陳情第13号 根路銘・上原線工事に関する請願書（農業用水に関する請願）の2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第142号

平成26年9月17日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 辰 徳

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
12	平成26年 8月8日	根路銘・上原線工事に関する請願書（生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願）	採 択	村長への送付が妥当	地方自治法第125条の措置
13	平成26年 8月8日	根路銘・上原線工事に関する請願書（農業用水に関する請願）	採 択	村長への送付が妥当	地方自治法第125条の措置

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました陳情第12号、及び陳情第13号について、9月12日午前10時から審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第12号、及び陳情第13号については、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

陳情第12号、及び陳情第13号の採択に関連いたしまして、地方自治法第125条の規定により村長へ送付することが妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第12号 根路銘・上原線工事に関する請願書（生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号 根路銘・上原線工事に関する請願書(生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願)の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号 根路銘・上原線工事に関する請願書(生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第12号 根路銘・上原線工事に関する請願書(生活道路であり通行が可能となる工事対応の請願)は、採択とすることに決定しました。

これから陳情第13号 根路銘・上原線工事に関する請願書(農業用水に関する請願)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第13号 根路銘・上原線工事に関する請願書(農業用水に関する請願)の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号 根路銘・上原線工事に関する請願書(農業用水に関する請願)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第13号 根路銘・上原線工事に関する請願書(農業用水に関する請願)は、採択とすることに決定しました。

---

#### ◎意見案第5号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長(金城 勇) 日程第22 全員発議により提出されました意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(8番 具志堅朝秀議員 登壇)

- 8番(具志堅朝秀) 意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月18日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 安里重和 新城一智 平良英勝 前田 孝 東 武久 宮城辰徳 大城佐一  
賛成者 平良嗣男

提案理由 軽度外傷性脳損傷について医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要であるため。

#### 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

#### 記

1、業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2、労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3、軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の討論を行います。討論ありませんか。



(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎農業委員会委員の推薦について

- 議長(金城 勇) 日程第23 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員については、推薦しないことに決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議会推薦の農業委員については、推薦しないことに決定しました。

- 
- 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

- 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員